

○松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱

昭和57年2月15日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動を行う住民又は企業等の従業員による自主防災組織が防災活動を行う上で必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助額)

第2条 補助金交付の対象とする経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象経費			補助額
区分	品目等		
防災資器材の購入（設置工事費を含む。）及び修繕（地区町会連合会及び地区防災連合会（以下「地区町会連合会等」という。）並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する地域防災計画により、指定避難所を運営する地区町会連合会が組織する委員会（以下「避難所運営委員会」という。）が行う購入及び修繕を除く。）に要する経費	情報収集・伝達用具	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ等	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、別表第1に掲げる構成世帯数又は別表第2に掲げる工業団地面積の区分に応じ、それぞれの表に定める額を限度とする。
	消火用具	消火器（薬剤の詰替経費を含む。）、消火器収納箱、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ホース、ノズル、ハンドル、消火栓用機材収納箱、ヘルメット、とび口、防火衣等	
	救出用具	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ヘルメット等	
	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、シート等	
	避難用具	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛等	
	給食・給水用具	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ等	
	水防用具	救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等	
	その他の防災物資	防災服、防災倉庫、非常用備蓄食糧、簡易	

	トイレ、非常電源装置、雪かきスコップ等	
防災訓練（地区町会連 連合会等及び避難 所運営委員会が行 う防災訓練を除 く。）に要する経費	炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料等	
防災意識の啓発等 （地区町会連合会 等及び避難所運営 委員会が行う啓発 等を除く。）に要す る経費	防災マップ等防災資料の作成、防災講座の開催等	
除雪機の購入に要 する経費（避難所運 営委員会が購入す る除雪機を除く。）	除雪機	補助対象経費の3 分の2以内の額
地区町会連合会等 が行う避難所開 設・運営訓練に要す る経費	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、消耗品費等	補助対象経費の1 0分の10以内の 額
	備品購入費	補助対象経費の3 分の2以内の額
避難所運営委員会 が行う避難所開 設・運営訓練に要す る経費（地区町会連 合会等と合同で実 施する避難所開 設・運営訓練の経費 のうち重複する費 用を除く。）	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、切手を含む通信運搬費、消耗品費等	補助対象経費の1 0分の10以内の 額

2 自主防災組織が既に補助金(当該補助金の交付を受けた年度から3年度を経過している補助金を除く。以下この項において同じ。)の交付を受けている場合において、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定により算出される補助金の限度額から既に交付を受けている補助金

の額を控除した額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する町会の自主防災組織が行う防災資機材の購入及び修繕に係る補助額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、その限度額は当該町会の構成世帯数の区分に応じ、別表第3に定める額とする。ただし、当該自主防災組織が既に補助金（当該補助金の交付を受けた年度から3年度を経過している補助金を除く。以下この項において同じ。）の交付を受けている場合において、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、別表第3の額から既に交付を受けている補助金の額を控除した額とする。

- (1) 当該町会の区域又は当該町会の区域内にある任意の集落（道路、河川等によって区分され、居住その他の使用がなされている建築物が複数所在する一団の土地をいう。以下同じ。）と他の町会とを接続する四輪自動車が走行可能な全ての道路（以下「町会接続道路」という。）が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域又は山地災害危険地区（以下「警戒区域等」という。）にある、又は隣接している町会
- (2) 当該町会に隣接する全ての町会に係る町会接続道路が警戒区域等にある、又は隣接している町会
- (3) その他災害時に孤立する可能性が高いと市長が認める町会

- 4 前3項の規定にかかわらず、除雪機の購入に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額30万円とし、地区町会連合会等が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1地区当たり年額10万円とする。

- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、避難所運営委員会が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額5万円とし、当該避難所運営委員会が行う宿泊を伴う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額10万円とする。

（交付申請）

- 第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

（実績報告）

- 第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書（様式第2号）によるものとする。

（補則）

- 第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成11年2月8日告示第20号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成１４年３月２９日告示第９２号）

この告示は、平成１４年４月１日から施行し、この告示による改正後の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成１４年度の補助金から適用する。

附 則（平成１８年３月３１日告示第１４６号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日告示第１３１号）

（施行期日）

１ この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正前の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成２０年３月３１日告示第１６５号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日告示第１１６号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則（平成２７年３月３１日告示第１０３号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則（平成２８年３月３１日告示第７６号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日告示第８２号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度分の補助金から適用する。

（施行期日）

１ この告示は、令和７年５月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正前の松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

別表第１（第２条関係）

構成世帯数	限度額
５０世帯未満	２００，０００円
５０世帯以上９９世帯以下	３００，０００円
１００世帯以上２９９世帯以下	４００，０００円
３００世帯以上４９９世帯以下	４５０，０００円
５００世帯以上９９９世帯以下	５００，０００円

1 0 0 0 世帯以上	5 5 0, 0 0 0 円
--------------	----------------

別表第2（第2条関係）

工業団地面積	限度額
2 0 0, 0 0 0 m ² 未満	2 0 0, 0 0 0 円
2 0 0, 0 0 0 m ² 以上3 0 0, 0 0 0 m ² 未満	3 0 0, 0 0 0 円
3 0 0, 0 0 0 m ² 以上	4 0 0, 0 0 0 円

別表第3（第2条関係）

構成世帯数	限度額
5 0 世帯未満	3 0 0, 0 0 0 円
5 0 世帯以上9 9 世帯以下	4 5 0, 0 0 0 円
1 0 0 世帯以上2 9 9 世帯以下	6 0 0, 0 0 0 円
3 0 0 世帯以上4 9 9 世帯以下	6 7 5, 0 0 0 円
5 0 0 世帯以上9 9 9 世帯以下	7 5 0, 0 0 0 円
1 0 0 0 世帯以上	8 2 5, 0 0 0 円

様式第1号(第3条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 松本市長

組織の名称
申請者 住所又は所在地
代表者氏名 会長
電話番号

次のとおり松本市自主防災組織防災活動支援補助金の交付を申請します。

実施内容				
経費	品目等	数量	単価	金額
		合 計		
交付を受けようとする補助金の額				
完了予定年月日				

(添付書類)

- 1 自主防災組織の規約・防災計画・組織表
- 2 見積書(写し)
- 3 収支予算書(訓練経費の場合)

※必ず資機材等を購入する前に申請して下さい

防災倉庫など設置にあたっては、建築確認等必要な手続きを行なってください

様式第2号(第4条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 松本市長

組織の名称
住所又は所在地
代表者氏名 会長

令和 年 月 日付け松危危指令第 号に係る事業が、次のとおり完了したので報告します。

完了年月日				
実施内容・成果等				
経費	品目等	数量	単価	金額
	合計			
交付確定を受けた額				

(添付書類)

- 1 納品書及び請求書、領収書等
 - 2 写真
 - 3 防災資機材の配置図(資機材の購入等の場合)
 - 4 事業収支決算書(訓練経費の場合)
 - 5 補助金払込口座通帳の写し
- ※防災倉庫など設置にあたっては、建築確認等必要な手続きを行ってください

上記の結果について審査しました。

令和 年 月 日
審査担当者 氏名

㊞

審査結果